

ちまたで目にする
トレンド用語解説

【AIコンパニオンアプリ】
(ジャンル：AI(人工知能))

話相手や相談相手として、人間のように自然に会話できるのがAIコンパニオンアプリ。テキストや音声、ビデオ通話などを通じて感情を理解しながら日常会話したり、一緒にゲームを楽しんでくれる仮想のパートナーなのだ。こういったアプリが続々と開発され、若者世代を中心に広がっている。米調査会社によると、24年中のダウンロード数は1億1800万回、課金額は約81億円で前年の6.5倍に増えた。利用者の65%を18～24歳が占めている。一方で、米国ではAIとの会話の末に少年が自殺したという報道が話題となった。SF映画の未来を実現したようなアプリだが、反面大きな問題もはらんでいる。

とうけいきょう 2025年11月号より

警備員スピリット

第3章 関係法令 第2節 憲法

(3) 勤労者の団結及び団体交渉権

— 参照条文 (憲法) —

(勤労者の団結権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

労働基準法、労働組合法、労働関係調整法を併せて労働三法と呼ぶ。このうち労働基準法は、前条の規定により勤労条件の基準と労働条件の最低水準を定めたものであり、労働組合法は、本条の規定によって労働者の団結権、争議権等を定めたものである。また、「労働関係調整法」とは、労働組合法によって認められた争議権の行使により、経済生活に大きな影響を及ぼす場合において、労働争議に一定の限界を設けたり、争議をできる限り早く解決させることを目的として制定されたものである。「団結する権利」とは、労働組合を組織する権利をいい、その組織の規模や形態の如何を問わない。「団体交渉をする権利」とは、組織された労働組合の代表者等が使用者又はその団体と交渉する権利であり、その結果成立するものが労働協約等である。「団体行動をする権利」は争議権ともいわれ、同盟罷業(ストライキ)、怠業(サボタージュ)、示威行進(デモ更新)などの争議行為がある。労働組合法に掲げる目的を達成するためにした正当な行為は、正当行為(刑法第35条)の適用があるものとされているため、警備員が暴力行為等と判断して制止したりすると、警備員自身が団体の正当な活動に干渉したこととなる。このような団結権や団体行動権も、無制限に許されるのではなく、公共の福祉に従わなければならない。そのため、特に公務員に関して団体行動権や団体交渉権が制限されている。労働組合法においては「いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されてはならない」と規定している。

全国警備業協会編集・発行「警備員教育教本」より



2026年
新年

KOUEI 通信

ALWAYS We Provide the Best Service with the Best Mind.

Vol.43



編集後記

2026年あけましておめでとうございます。

昨年のドジャースのワールドシリーズ2連覇はとても感動しました。大谷だけではなく、山本や佐々木の日本人の活躍に胸を熱くさせてくれました。今年は、WBCの年ですしMLBにも多くの日本人選手が参戦予定です。野球から目が離せませんね！ドジャースのポストシーズンの経済効果は1328億円と言われていますが、日本もガソリン税の引き下げで経済効果が出てくることを祈るばかりです。

明るいニュースで日本全体が明るくなるよう、今年も頑張ってまいります！

■弊社対応エリア

急なご依頼にも一都三県、対応可能です。まずはお問合せください。



【東京都】

○千代田区 ○中央区 ○港区 ○新宿区
○文京区 ○台東区 ○墨田区 ○江東区
○品川区 ○目黒区 ○大田区 ○世田谷区
○渋谷区 ○中野区 ○杉並区 ○豊島区
○北区 ○荒川区 ○板橋区 ○練馬区
○足立区 ○葛飾区 ○江戸川区 ○三鷹市
○府中市 ○八王子市 ○立川市 ○武蔵野市
○昭島市 ○調布市 ○町田市 ○小金井市
○日野市 ○国立市 ○国分寺市 ○狛江市
○東大和市 ○武蔵村山市 ○多摩市 ○稲城市

■会社概要

社名 恒榮警備保障株式会社
所在地 〒182-0024 東京都調布市布田3丁目55番地17
設立 平成3年11月
資本金 1200万円
代表取締役 今泉 紀
従業員 社員7名 警備員総数85名
業務内容 交通誘導業務
社員寮 中野寮、永山寮、稲城寮、稲田堤寮、橋本寮
免許 東京都公安委員会認定第30001567号
加盟団体 全国警備業協会加盟
東京都警備業協会加盟
多摩地区警備業連絡協議会加盟
(令和7年12月現在)

交通誘導のプロ集団

恒榮警備保障株式会社

東京都調布市布田3丁目55番地17
TEL.042-487-5881(代) FAX.042-443-0366
<http://www.kouei-corp.jp/>

新年のご挨拶

代表取締役 今泉 紀

新年あけましておめでとうございます。旧年中は多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。社会情勢の変化が続く中、安全・安心へのニーズはますます高まり、その責務の重さを改めて感じております。私たちは「信頼される警備」を第一に、質の高いサービスと迅速な対応力の向上に努め、皆様の事業と地域社会の安全を全力で支えてまいります。本年もより一層の安心をご提供できるよう社員一同、誠心誠意取り組んでまいりますので、変わらぬご指導とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



当社の品質方針

ALWAYS We Provide the Best Service With the Best Mind

“最良のサービスと最高の真心を提供すること”

当社は、常に従業員の教育（作業品質の向上）を計り、経費の無駄を省き、お客様から期待される警備サービスを提供することにより、お客様の最大限の満足を引き出すように努力すること



自転車での飲酒運転で車の免許停止処分

2025年9月広島で自転車の酒気帯び運転で赤切符を交付し、免許停止処分が下される事案がありました。

ひと昔、ふた昔前までは飲んだ帰りに自転車を漕いでいた方も多く見られましたが、2024年には「ながらスマホ」や「飲酒運転」に関しても罰則が強化されました。さらに来年には、16歳以上の自転車の一定の違反行為に関して、反則金が課せられる「交通反則通告制度（青切符）」が導入されます。

青切符制度により、信号無視や携帯電話使用等といった違反に、反則金課せられるようになり、納付しなければ自動車を運転時と同じように最悪刑事手続きが行われ刑事裁判または、家庭裁判所での審判を受けることになります。

運転中のながらスマホ

●違反者

6月以下の拘禁系または
10万円以下の罰金

●交通の危険を生じさせた場合

1年以下の拘禁系または
30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助

●違反者

3年以下の拘禁系又は50万円以下の罰金

●自転車の提供者

3年以下の拘禁系又は
50万円以下の罰金

●酒類の提供者・同乗者

2年以下の拘禁系又は
30万円以下の罰金



移動の際に、スマホの地図アプリを使う自転車をお使いの方は大勢いらっしゃると思います。「今日はお酒を飲むから自転車できませんでした。」ということもできないです。たった一回の油断や誤りが多くの方に迷惑をかけ、取り返しのない事態になってしまいます。

路面凍結時は車のタイヤが滑ってしまい、思うように止まることができな場合があります。そういった場合、車両に対して真正面にいることは非常に危険です。止まりきれないと判断した場合、緊急回避はもちろん大きな声をあげて周りの人に注意喚起を促すことで、もしもの事故を防ぐことができます。

また、停車中から発進をする際にタイヤと路面が噛み合わずスリップすることがあります。そういった場合も、同じように大きな声を上げることは非常に大切な危険サインになります。東京では冬タイヤに履き替えない人も一定数いるので、特に冷え込んだ晩や早朝は気をつけるようにしてください。

冬の路面凍結時の交通誘導 ここに気をつけよう!!

